

## 第1回鎌ヶ谷市情報公開・個人情報保護審査会会議録

1 開催日時：平成17年10月4日（火） 18時～

2 開催場所：鎌ヶ谷市役所3階 303会議室

### 3 出席者

(1) 委員：青山委員、内田委員、宿谷委員、芹澤委員、仁平委員、松崎委員

(2) 市側：

①市長

②事務局：北村総務部長、加藤総務部次長、佐々木総務課主幹、飯田係長、  
小笠原副主査、伊藤主任主事

③諮問実施機関：今村保健福祉部次長、大原高齢者支援課長

(3) 欠席委員：沖野委員

### 4 議題等

(1) 委嘱式

①委嘱状の交付

②市長あいさつ

(2) 委員の自己紹介

(3) 議題

①会長、副会長の選出について

②会議録署名人の選出について

③審査会の概要について

④会議公開の決定方法及び傍聴定員等について

⑤諮問事項について

ア 指定管理者に対し、個人情報保護条例の罰則を設けることについて

イ 保有個人情報の外部提供について

⑥報告事項について

ア 個人情報ファイルの作成に伴う報告について

イ 保有個人情報に関する目的外利用に伴う報告について

### 5 審議内容

#### (1) 会長、副会長の選出について

会長及び副会長は、情報公開・個人情報保護審査会条例第6条の規定により、委員の互選で次のように決定した。

①会長：芹澤 功委員

②副会長：松崎 泰子委員

## (2) 会議録署名人の選出について

会議録署名人は、議長を除き、50音順に二人選出することとし、今回の会議は、青山委員と内田委員に決定した。

## (3) 審査会の概要について

事務局において、資料2ページから4ページの「鎌ヶ谷市情報公開・個人情報保護審査会条例」により、次の事項について説明した。

- ①この条例は、情報公開条例と個人情報保護条例の審査会の部分を削り、その部分を統合するとともに、情報公開・個人情報保護設置法との整合性を図ったこと。
- ②条文に規定している所掌事務、審査会の調査権限、意見の陳述、会議の非公開、罰則に関すること。
- ③審査会委員は、地方公務員法に定める非常勤特別職であり、報酬の額については、他の条例において、6800円と定められていること。

## (4) 会議公開の決定方法及び傍聴定員等について

事務局において、資料5ページから10ページの「鎌ヶ谷市における審議会等の会議の公開に関する指針」の内容を説明し、次のとおり決定した。

- ① 本日の会議の議題5及び議題6については、会議を公開することに決定した。
- ② 次回以降の会議については、審査会条例第12条の規定により、不服申立てに関する事項は、非公開とし、それ以外の審議については、次のように会議を公開するか否かを決定することとした。

※ 当該会議資料を配布した上で、会議を公開するか否かについて、議題ごとに、委員全員で確認する。

なお、委員の意見が分かれたときは、指針第4(1)のエのその他審議会等が定める方法により、多数決で決定することとした。

- ③ 本日の会議の開催場所では、傍聴席の確保などが困難であるため、次回の会議からは、委員会室など他の会議室に変更し、傍聴者の定員は10名とすることに決定した。ただし、傍聴希望者が10名以上に及ぶときでも、できるだけ柔軟に対応することにする。
- ④ 傍聴者の遵守事項については、資料10ページを使用することに決定し、傍聴者に配布することとする。
- ⑤ 事前に公開していた会議が、審議途中において、審議内容によっては非公開に変更することもあるため、会議の冒頭において、その旨を傍聴者に対し、伝えることにした。

なお、会議を非公開とする場合は、情報公開条例第8条の該当する号を明らかにし、非公開とする理由を説明することとする。

## (5) 諮問事項のアについて

事務局において、資料11ページから14ページにより、指定管理者に対し、個人情報保護条例の罰則を定める内容、罰則を定める理由、近隣自治体の状況などを説明した。

### ① 質疑応答

質問1 条例に罰則を定めるときは、千葉地方検察庁との協議が必要になると思うが、当該協議は終了したのか。また、千葉地方検察庁からは、指定管理者に罰則を定めることについてなにか指摘があったのか。

→ 前回の罰則を定めるときと同様に、審査会から答申をいただいた段階で、答申の内容を検証し、方針を決定してから、千葉地方検察庁と協議をすることになります。

したがって、千葉地方検察庁との協議はこれからになりますが、千葉市などの自治体は、千葉地方検察庁との協議をした上で、既に両罰規定を含めて罰則を定めているので、特に問題はないと考えています。

質問2 両罰規定を設けることにより、指定管理者の募集が減少してしまうのではないかと。

→ 公募をする段階では、事前に、受託者と同様な罰則を定めることを検討していることを公表しております。

市としては、個人情報を保護することを重視し、指定管理者に対しても受託者と同様に罰則を定める必要があると判断しております。

質問3 指定管理者に対する罰則は、どのように条例に定めるのか。

→ 個人情報保護条例の37条と38条の部分について、一部改正することを考えております。

質問4 指定管理者の取消しに関する規定はあるのか。

→ 個人情報保護条例とは別に、「公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例」がございまして、その中で取消しに関する規定を定めております。

### ② 委員の意見

ア 個人情報保護の観点からは理解できるが、両罰規定には抵抗がある。

イ 今までの管理委託制度の場合は、社会福祉法人など公共的団体に限定しているため、比較的信頼性は高いと考えている。しかしながら、指定管理者制度では、民間事業者も対象にしており、いろいろな団体が管理することになるため、個人情報を保護する観点から、受託者と同様に両罰規定を定めることは必要である。

ウ 現在、個人情報を流用される事件などが多いことから、指定管理者に対し

ても、罰則を定めることはやむを得ないと考える。また、両罰規定についても、安易に導入すべきではないが、個人情報の重要性と比較し、指定管理者に両罰規定を設けることはやむを得ないと考える。

エ 福祉施設などの公の施設の場合は、利用者の個人情報だけではなく、家族の状況など利用者以外の個人情報を取り扱っているため、さらに慎重にするべきである。指定管理者の従業員も、罰則を定めることにより、個人情報保護の意識が高まると思われる。

### ③審査会の判断

指定管理者に対し、個人情報保護条例の罰則を設けることについて妥当であると判断した。

## (6) 諮問事項のイについて

事務局において、諮問した根拠となる条例第9条に関する説明を行い、審査会としては、75歳以上の住民登録している高齢者のデータを自治会に提供することについて、公益上の必要その他相当の理由があるか否かを判断していただきたい旨の説明をした。

事業担当課（高齢者支援課）において、資料の15ページから21ページにより、敬老会事業の17年度の実施方法、16年度以前の実施方法等の説明をした。

### ①質疑応答

質問1 敬老会に出席するか否かについては、事前に自治会が対象者の家に回ったのか。

→ 平成17年度からは、自治会には名簿を提供していないので、おそらく対象者の家には回っていないと思います。

質問2 敬老会に名簿を出さないことにより、参加者が減少するなどのデメリットはあったのか。

→ 今のところ、そういうことは聞いておりません。

質問3 今までに、提供した名簿は回収したのか。

→ 回収しておりません。

質問4 敬老会の主催は、自治会になるのか。

→ 自治会が主催となる。

質問5 敬老会的主催が自治会であるならば、19ページ招待状の葉書には、市と共催と書いてあるので、不徹底ではないか。また、市が発送した葉書によって、敬老会の出席の有無という個人情報を自治会が収集するこ

とになるが問題はないのか。

→ 葉書の内容などについては、来年度以降の検討課題とします。

質問6 自治会の加入者はどれくらいになるのか。

→ 加入者は、およそ7割ぐらいである。

質問7 資料の17ページによると、敬老会奨励金として、1人につき2100円を交付しているが、自治会の持ち出しはあるのか。

→ 概算になりますが、敬老会の総事業費のおよそ7割が市からの交付金で、残りの3割が自治会の負担となります。

## ②委員の意見

ア 自治会に提供した75歳以上の住民記録を記載した名簿が、他に流用されたときなどは、自治会長が責任を追求される立場になる。特に、75歳以上の住民記録を記載した名簿は、シルバー産業などに流用される可能性は高く、市としても、個人情報保護を保護する立場から、できるだけ名簿の提供を制限する必要があると考える。

イ 75歳以上の住民記録を記載した名簿は、個人情報保護を保護する観点から、自治会といえども、提供する時代ではないと考える。

ウ 個人情報保護を図りながら敬老会事業を推進するためには、平成17年度の実施方式は、妥当な策であると考ええる。

エ 敬老会事業は、公益上必要な事業ではあるが、個人情報保護を保護する観点からは、75歳以上の住民記録を記載した名簿を外部提供するほどの、公益上の必要その他相当の理由はないと考える。

オ 自治会において、自主的に名簿を作成・管理することには問題はないと思われるが、市民の中には、自治会に加入したくない人もいるので、直接市が介入し、住民記録のデータを提供する必要はないと考える。

カ 市において、対象者全員に招待状を送付し、対象者に出席するか否かを自主的に選択させる方式は、個人情報保護を保護する観点を守りながら敬老会事業を推進することとなり、妥当であると考ええる。

キ 敬老会事業は、自治会の主催でありながら、市において、住民基本台帳のデータを使用し、招待状を送付することから、条例第8条の利用の制限に該当するか否かを整理する必要がある。

なお、目的外である場合は、審査会に報告する必要がある。

ク 敬老会事業における市の役割を明確にする必要がある。

### ③ 審査会の判断

敬老会開催の出席等の確認のため、75歳以上の住民登録している高齢者のデータを自治会に提供することは、妥当ではない。

#### (7) 報告事項のアについて

資料22ページから36ページにより、個人情報ファイル届出書と一覧表を報告し、質問等がある場合には、事務局に問い合わせさせていただくことにした。

#### (8) 報告事項のイについて

資料37ページの報告書により、自衛官募集相談員を連名委嘱するにあたって、委嘱する相手方の滞納処分の有無について、滞納整理票のデータを目的外利用したが、個人情報保護条例第8条第1項第5号の相当の理由があると判断したため、審査会に報告した。

以上、会議の経過を記載し、相違ないことを証するため、次に署名する。

平成17年10月25日

署名人 青 山 健 彦

署名人 内 田 徳 子